佐賀県	九州名鉄運輸株式会社、西鉄運輸株式会社、松浦通運株式会社、佐賀県農業協同組合、佐賀高速運輸株式会社、株式会社丸都運輸及び臼杵運送株式会社
長崎県	タカラ長運株式会社、北松通運株式会社、日通長崎運輸株式会社、西肥名鉄運輸株式会社及び株式会社深町組
熊本県	名鉄ゴールデン航空株式会社、九州名鉄運輸株式会社及び臼杵運送株式会社
大分県	九州名鉄運輸株式会社、豊後通運株式会社、東久大通運株式会社、臼杵運送株式会社、大分海陸運送株式会社、株式会社ダイヤモンドライン及び大分運輸株式会社
宮崎県	株式会社日新、臼杵運送株式会社及び日通宮崎運輸株式会社
鹿児島県	名鉄ゴールデン航空株式会社、九州名鉄運輸株式会社、西久大運輸倉庫株式会社、臼杵運送株式会社、日通宮崎運輸株式会社、牧迫運輸株式会社、富士運送株式会社及び日本貨物株式会社

国家試験

平成24年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

平成24年６月12日

観光庁長官　井手　憲文

1　試験の種類　国内旅行業務取扱管理者試験

2　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

3　試験日　平成24年９月９日（日）

4　試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

⑶　国内旅行実務

ア　本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ　本邦内の旅行を取り扱う旅行業務の取扱いに関する実務処理

5　受験手続き

⑴　受験願書受付期間及び受付時間　受験願書を郵送する場合は、平成24年６月12日（火）から７月９日（月）までの消印があることを要する。

なお、受験願書提出先へ直接提出する場合の受付期間は、平成24年７月３日（火）から７月９日（月）まで（７月７日（土）及び８日（日）は除く。）とし、受付時間は、10時から16時までとする（12時から13時の間を除く。）。

⑵　受験願書提出先　社団法人　全国旅行業協会（東京都港区虎ノ門四丁目１番20号　田中山ビルディング５階　郵便番号　105―0001）

⑶　受験手数料

ア　試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料5,800円を銀行又は郵便局から社団法人全国旅行業協会あてに納入し、平成24年７月９日までの領収日付印のある受領証を受験願書に添付するものとする。

イ　受験手数料は、受理した後は返還しない。

6　試験の一部免除

⑴　社団法人全国旅行業協会が実施した平成23年度若しくは平成24年度国内旅行業務取扱管理者研修の課程を修了した者、又は平成23年度国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者については、４に掲げる試験科目のうち、⑶に掲げる科目について、試験の免除を受けることができる。

⑵　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に、平成23年度若しくは平成24年度国内旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し、又は当該試験の免除を受けることができる旨記載されている平成23年度国内旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

7　受験票の交付　受験願書及び受験手数料の完備した受験申込者に、受験票を交付する。

8　合格者の発表　合格者の発表は、平成24年10月25日（木）（予定）に、社団法人全国旅行業協会ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。

また、社団法人全国旅行業協会本部及び同協会の都道府県支部においても発表する。

9　受験願書用紙及び受験案内の交付　受験願書用紙及び受験案内は、社団法人全国旅行業協会本部及び同協会の都道府県支部で交付する。

なお、郵送により交付を求める場合は、あて先を明記し、90円切手（１部の場合）を貼った返信用封筒を同封するものとする。また、社団法人全国旅行業協会ホームページよりダウンロードする方式によっても交付する。

10　試験事務の代行　この試験の事務は、旅行業法第25条の２第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　社団法人　全国旅行業協会

住所　東京都港区虎ノ門四丁目１番20号　田中山ビルディング

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

六月七日（木）

○一般案件

一　故寛仁親王の葬儀に関する件（了解）（宮内庁）

六月八日（金）

○国会提出案件（抜粋）

一　「平成二十三年度障害者施策の概況」について（決定）（内閣府本府）

一　「平成二十三年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」について（決定）（内閣府本府）

一　破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について（決定）（金融庁・財務省）

一　消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について（決定）（消費者庁）

一　平成二十三年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について（決定）（総務省）

一　平成二十三年度公害等調整委員会年次報告書について（決定）（公害等調整委員会）

一　平成二十一年度決算に関する参議院の議決について講じた措置について（決定）（財務省・内閣府本府・文部科学・農林水産・経済産業省）

公　告

諸　事　項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成24年６月12日

経済産業大臣　枝野　幸男

名　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社ノリタケ食器友の会	愛知県名古屋市西区則武新町三丁目１番54号	友第4013号	平成24年４月30日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成24年６月12日

中部経済産業局長　紀村　英俊

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成24年８月13日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。